

日医発第1180号
(年税73)(保266)
令和2年3月5日

都道府県医師会 会長殿

公益社団法人日本医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

日本医薬品卸売業連合会による医薬品に係る消費税表示カルテル
について (再周知のお願い)

医薬品に係る消費税表示カルテルについては、平成26年4月3日付文書
「日本医薬品卸売業連合会による医薬品に係る消費税表示カルテルの実施
について」(年税2号)においてご連絡申し上げているところです。

今般、日本医薬品卸売業連合会より、再度、別添のとおり、医薬品に係る
消費税表示カルテルの実施について、協力依頼がありましたので、貴会会員
各位に周知方お願い申し上げます。

なお、参考資料として、「Q&A 薬価と消費税について」(日本医師会)を添
付いたしますのでご活用ください。

参考資料1 「医薬品に係る消費税表示カルテルのご協力をお願い」
(一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会)

参考資料2 「Q&A 薬価と消費税について」(日本医師会)

日卸連発第 207号

令和 2年 3月 2日

公益社団法人 日本医師会

会長 横倉 義武 殿

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会

会長 渡辺 秀一



医薬品に係る消費税表示カルテルのご協力をお願い

日頃、当連合会の事業にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当連合会は、平成26年より消費税表示カルテルを実施しております。これは、例えば、薬価110円の医薬品に対して、価格交渉を行う際に税抜価格95円を提示する場合、薬価から13.6%引きの95円ではなく、本体薬価（薬価から消費税相当額を控除した金額）100円から5%引きの95円というように、表示方法を統一した価格提示を行うことを当業界として申し合わせ、公正取引委員会に届出を行い、受理されたものです。特に、本年度（消費税引上げ時）は、①価格交渉で混乱を生じないために、また、②消費税の転嫁を適正に行うために、本体薬価からの値引率（正味の値引率）での価格交渉が不可欠であるとの考えから、当該表示カルテルの徹底に向けて、各会員卸企業は、お取引のある医療機関様から理解が得られるよう、再度、当該表示カルテルの説明を行い、協力をお願いしてまいりました。

しかし、昨年10月に実施された消費税引上げに伴う薬価改定を踏まえ、多くの医療機関様と卸企業との間で価格交渉が行われていますが、当連合会で確認した限りでは、当該表示カルテルが必ずしも徹底されているとはいえない状況にあります。

引続き、当該表示カルテルの徹底を図るため、会員卸企業は、お取引のある医療機関様への説明はもとより、価格提示の際には、表示カルテルに準拠した本体薬価からの値引率を表示した見積書で価格提示させていただきたいと存じます。お取引のある医療機関様の中にはシステム対応ができていない等の理由で、従来の薬価からの値引率で価格提示を要望されるところもあるとは思いますが、その際でも、表示カルテルに準拠した本体薬価からの値引率と従来の薬価からの値引率を併記した見積書（別添）で価格提示させていただきますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、本表示カルテルの実施期間は、令和3年3月迄となっております。

見積書(モデル：表示カルテル対応版)

御 中

※公正取引委員会了承済

提出日： 2020/〇/〇〇

契約期間： 2020年4月1日 ~ 2021年3月31日

会社名
部署名
住所

電話
F A X

合計金額

※別途消費税がかかります

メーカー	商品名	規格	薬価 A (包装単位)	本体薬価 B (包装単位)	見積価 C	対本体薬価 値引率	数量 D	計	対薬価値引率	
				A × 100/110	Bの値引き後の価格	Bの値引き率		C × Dの金額	Aの値引き率	
要記入									任意	
計										

備考

注)本見積書は、表示カルテル対応版としてのモデルであり、個々の商取引を拘束するものではない。
 本体薬価 = 薬価 × 100/110
 対薬価値引率は、ユーザーから要望があった場合に表示する。

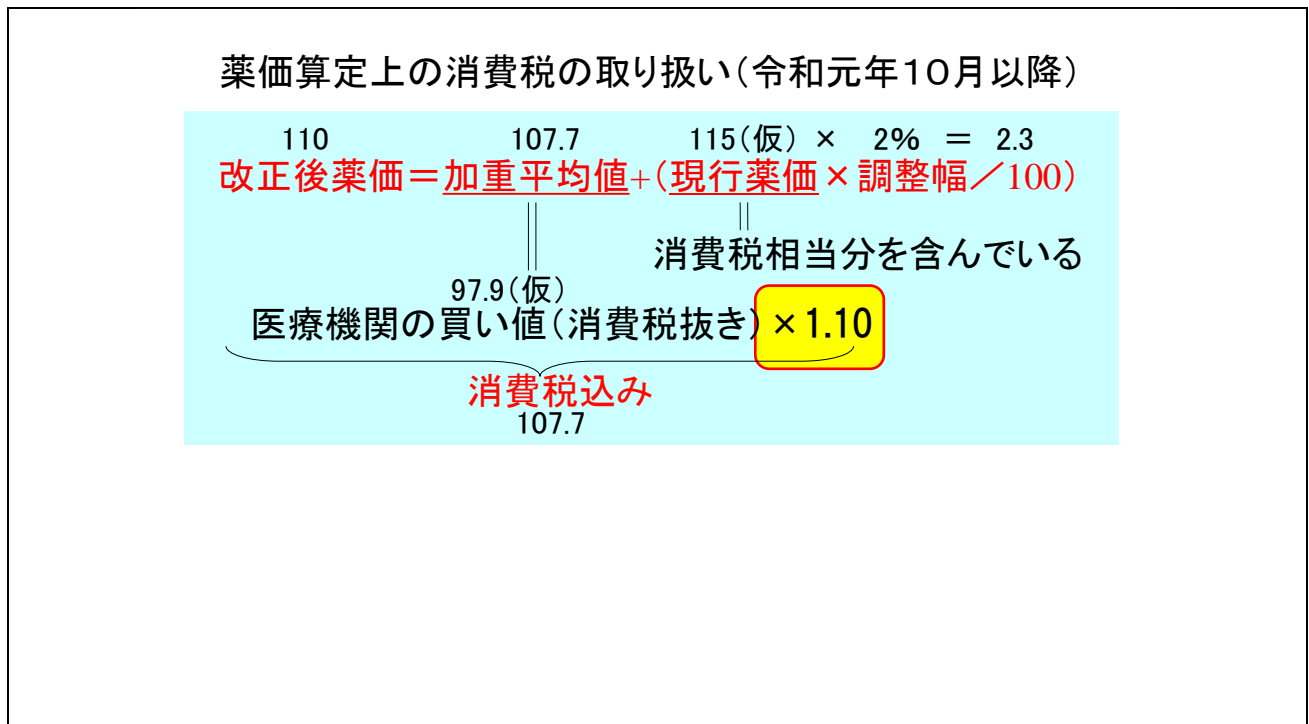
Q & A 薬価と消費税について

令和 2 年 3 月
日本医師会

Q 1 消費税率 10% への引き上げに伴い、令和元年 10 月の薬価改定において、医薬品の仕入れに係る消費税分はどのように補填されているのでしょうか？

A 1 既記載医薬品の新しい薬価は、税抜き仕入価格（薬価調査による平均値）に消費税 10% 分を上乗せし、調整幅を加算して、算定されています（図参照）。なお、新薬等の薬価算定においても、製造・流通段階でかかる消費税分が上乗せされています。

このことを多くの方に知っていただくために、患者さんに渡す領収書及び明細書に、「診療報酬や薬価等には、医療機関等が仕入れ時に負担する消費税が反映されています。」と記載されています。



Q 2. 薬品の仕入れの際し、どのような点に注意すればよいですか。

A 2. 仕入の現場での混乱を防ぐために、税抜き相当の本体薬価と消費税相当額を明確に「見える化」し、例えば、「薬価 110 円の薬品を、18.2% 引きの 90 円を買う。」ではなく、「本体薬価 100 円の薬品を、10% 引きの 90 円を買う。」という理解が共有されることが望ましいと考えております（図参照）。日医が中医協の分科会でそのように提言し、日本医薬品卸売業連合会も、その方向での表示改善が、平成 26 年 10 月から実施されました。

仕入れ先との交渉にあたっては、以下の点に留意していただくことが大切です。

① 薬価・特定保険医療材料価格には、仕入れにかかる消費税相当額が既に含まれている

ことを、認識しましょう。

- ② 今、交渉している仕入価格は、内税か外税かを、はっきりと意識し、関係者全員で共有しましょう。

なお、公正取引委員会は、消費税転嫁対策として、「便乗値上げ」や「買ったたき」などを規制の対象にしていますが、これらは正当な価格交渉が行われるようにするための措置であり、正当な値引き交渉は認められることに留意する必要があります。詳細は、令和元年7月10日付都道府県医師会担当理事宛通知文「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の遵守依頼について」(年税第21号)をご参照ください。

